

# 志免 商工会だより かわらばん

発行 志免町商工会 発行人 伴 義信  
志免町志免中央1丁目14番10号 TEL935-1337

## 商工まつり&しー麺グランプリ開催!

平成25年11月3日(日)志免町役場裏特設会場にて、「商工まつり&しー麺グランプリ」を開催いたしました。

当日はあいにくの雨模様でステージイベントの多数が中止となりましたが、マジックやよさこい、和太鼓の演奏等は披露され、また、販売コーナーでも飲食店や雑貨等多種多様な商品が並び、来場者の皆様も楽しんでいただけたようでした。また、今回2回目の開催となった志免町の麺料理ナンバーワンを競う「しー麺グランプリ」。悪天候の中でも、食券販売開始時間前から多くのお客様が列を作り、大人気のイベントであることを実感しました。

グランプリの出店は、志免町内の飲食店10店舗。各店自慢の麺料理に皆さまご満足いただけたようでした。そして、栄えある第2回目のチャンピオンに輝いたのは「拉麺屋 御利五里」さんの「塩とんこつラーメン」。あっさり味の豚骨ラーメンで最後のスープまで美味しくいただきました。おめでとうございます!

来年度は天気にも恵まれることを願いながらも、志免町内の活性化にさらにつながるイベントになるよう取り組んでまいりたいと思います。



キリンさんのマジックに子どもたちも大喜び!



元気いっぱい志免清龍隊のよさこい演舞



雨の合間を縫って結成15周年の志免飛龍太鼓!



しー麺グランプリ販売の列



多くのお客様にお越しいただきました。雨の中、本当にありがとうございました!



しー麺グランプリ表彰式「拉麺屋 御利五里」さん、おめでとうございます!



# 志免町商工会マスコットキャラクター しめたもんの志免町PR日記



## 【第6回ふくおか町村フェア出店の巻】

10/12(土)、天神中央公園で開催された「ふくおか町村フェア」に出店してきたも〜ん♪志免町商工会のブースでは、「ベーカリー アーリーモーニング」さんのパンの販売と志免ブランド商品の展示や、パンフレットの配布を行ったもんよ。



小川県知事にも志免町の魅力を知らせてもらったもんよ

当日は天候にも恵まれ大勢の来場者で賑わい、お陰さまでアーリーモーニングさんのパンはお昼過ぎには完売!

大都会天神の中心で、た〜つぷりと志免町の魅力をPRしてきたもんよ。



福岡県のゆるキャラを跳ね除け、志免町を猛烈PR中!!!



## 【NHK「はっけんTV」に出演の巻】

10月28日(月)11時45分より、「商工まつり・しー麺グランプリ」の宣伝隊として、NHK「はっけんTV」に生出演したもんよ。当日は、西村商業部会長、山崎商工まつり実行委員長、職員4名、そして僕がスタジオ入りし、念入りなりハーサルを行い緊張の本番へ。記念すべきTV初出演でドキドキしたけど、福岡県のみんなに志免町をしっかりとアピールして来たも〜ん♪カメラが回っている間ず〜っと緊張したけど、みんな笑顔を絶やさずしっかりとPRしたもんよ

## 【ゆるキャラグランプリ2013エントリーの巻】

毎年行われている、ゆるキャラの登竜門!ゆるキャラグランプリ2013に今年初エントリーしたも〜ん♪  
残念な結果だったけど、いつかは1位になって日本中のみんなが志免町に注目してもらえるように、僕、頑張るもんよ!!!  
投票してくれたみんな、ありがとたも〜ん♪



## 商工会からのお知らせ

### 賀詞交換会のご案内

平成26年新春賀詞交換会のご案内です。  
日 時:平成26年1月24日(金)18時30分開会  
場 所:松活(志免町南里4-12-12)  
参加費:会員 3,000円 非会員:4,000円

### 福岡県最低賃金改正のお知らせ

福岡県最低賃金が次の通り改正されます。  
1時間:712円 効力発生日:平成25年10月18日  
福岡県のこれまでの最低賃金701円から11円アップ↑  
パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます!



〒811-2244 糟屋郡志免町志免中央1丁目14番10号  
TEL:092-935-1337 FAX:092-935-1349  
E-mail: shime@shokokai.ne.jp  
HPアドレス http://www.shimeshoko.or.jp  
facebook http://www.facebook.com/shimeshoko



# 消費税増税への対応



皆さますでにご存じと思いますが、消費税率の引上げが現行の5%より、平成26年4月から8%、さらにその翌年10月から10%に引き上げることとされました。そこで、消費税率の引上げに伴い、ポイントを以下、整理してみます。

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

## ①価格転嫁対策

売上の規模が小さいほど「消費税の価格転嫁ができない」ことが多く見られます。価格転嫁が十分に出来なければ、事業者は自らの利益を削って納税することとなり、企業経営を圧迫するため、早急に転嫁対策を実施する必要があります。

### 「転嫁対策特別措置法」の5つのポイント

- ①消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買い叩き等)が禁止されます。
- ②消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます。
- ③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められます。
- ④中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められます。
- ⑤国民に対する広報、通報者の保護、調査、監視を行うための万全な態勢の整備は国等が責任をもって行うこととなります。



## ②運転資金

一般的には、売上代金の入金仕入代金より後になります。また、消費税の確定納付額も増加することから、運転資金の負担の増加が見込まれます。売上アップ、コスト削減を図り、納税資金確保が必要です。

## ③経理実務・価格表示

今回は短期間に2度の税率の引上げが行われ、レジのシステムや経理実務に混乱が予想されるので、早めに対応しましょう。

- ①請求書発行やレジシステム変更の準備  
商品価格の表示変更とともに、レジの税率改定の変更等が必要になりますので、対応を検討しておくべきでしょう。
- ②財務会計等のシステム対応の確認  
税率の改正日をまたぐ事業年度では、複数の税率が混在します。財務会計等のシステムが対応できるか確認しておく必要があります。

## ④契約書類の表示

発行する請求書や契約書の消費税額が、どのように表示されているか確認して下さい。税率引上げ時期をまたぐ契約となるなどの場合は、税率引上げ後に8%と5%の消費税差額をもらえないなどのトラブルを招く可能性も想定されますので、取引先と相談をした上で、あらかじめ契約書の改定の準備をしておいた方が良いでしょう。

## 日本政策金融公庫の中小企業向け融資制度 ～認定支援機関である志免町商工会が支援します!～

日本政策金融公庫が、認定支援機関と連携した中小企業向けの融資制度を創設しました(「中小企業経営力強化資金」・「経営環境変化対応資金」)。この制度は高い専門性を有する認定支援機関が事業計画策定等の支援を行うことが特徴で、一定の要件を満たす場合は金利の低減が可能となっています。

「中小企業経営力強化資金」は、創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行うにあたり、認定支援機関の経営支援を受け、新商品の開発等新たな市場の創出を目指す事業者に対する制度です。

「経営環境変化対応資金」は、社会的・経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる事業者向けの制度です。認定支援機関の経営支援を受けながら、財務内容の健全化を目標とする計画を策定します。詳しくは志免町商工会までご相談ください。



## ✍️ すぐにできる5S実践講座



自職場の5S改善シートの発表

自職場の現状写真に基づいて、実際の5S(整理・整頓・清掃・清潔・しつけ)活動計画を実践することを狙いとした本講座。初日に「5Sの基本」を学習し、2日目からは自社の改善前の状況を確認しながら、改善計画と改善ポイントを学び、1か月後の4日目は進捗状況を確認して、定着するようなノウハウを学びました。業務改善を実践することで、柔軟で効率的な生産体質で顧客満足度の向上とコストダウンを達成することを目指していきます。



## ✍️ 3級簿記講座



簿記を理解することによって、企業の経理事務に必要な会計知識だけでなく、財務諸表を読む力、基礎的な経営管理や分析力が身につきます。11月下旬より全20回にわたり開催される本講座。簿記の知識の習得はもちろんのこと、2月23日に開催される日商簿記検定3級の合格を目指します。



3級簿記講座には一般の方の申込みも多数ありました

## ✍️ 経営者セミナー「他者と同じでは、もう生き残れない」 ～自社の課題解決が、日本初の商品開発につながった～

11月18日に(株)アイル 代表取締役 樋口康治氏による講演会を開催しました。

講演会では建設業界の建築基準法改正、同業者間の価格競争による売上・利益の減少など年々厳しくなる経営環境が自社の業態展開(建設現場の足場作業リフト「猿鷹太助」のレンタル事業)へ取り組むこととなった経緯を話されました。そして「21世紀型中小企業」をめざし、経済産業省・国土交通省「新連携」事業認定による新たな事業展開を行い「社員と共に育つ」をテーマに、「経営姿勢の確立」「経営指針(理念・方針・計画)にもとづく経営」について熱くお話をされていました。参加者は樋口氏の話に熱心に聴き入っていました。



## 「国の教育ローン」のご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

- ・ご融資額…お子さま一人につき300万円以内
- ・利率…年2.35%(母子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.95%(平成25年11月11日現在))

ご利用いただける方など、お申込みに関するご相談は、教育ローンコールセンターまでお問合せ下さい。  
・教育ローンコールセンターTEL0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656

